

教育・保育施設等における 事故発生時の事故報告 及び 施設・地方自治体の対応について

鳥取県子育て・人財局 子育て王国課
内藤賢司

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

- (1) 報告の対象となる施設・事業の範囲
- (2) 報告の対象となる重大事故の範囲及び報告の取扱い
- (3) 報告期限
- (4) 報告様式
- (5) 土・日・祝日の連絡体制
- (6) 公表等
- (7) 報告のルート

2. 教育・保育施設等における事故発生時の施設・自治体の対応

- ・事故発生直後
- ・関係者への連絡
- ・教育・保育の継続
- ・事故状況の記録
- ・保護者等への対応
- ・報道機関への対応
- ・国・地方自治体への事故報告
- ・事実関係の整理
- ・明らかな危険要因への対応
- ・事故後の検証

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

(1) 報告の対象となる施設・事業の範囲

① 特定教育・保育施設

(認定こども園、保育所及び私立幼稚園)

② 幼稚園 (特定教育・保育施設以外)

③ 特定地域型保育事業

(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)

④ 地域子ども・子育て支援事業

(延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に限る。)

⑤ 届出保育施設

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

(2) 報告の対象となる重大事故の範囲及び報告の取扱い

① 重大事故の範囲

○死亡事故

○治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

○救急搬送を要すると判断される程度の事故等であった場合（次の例示のような事故が想定されるが、他の事例も含む。）

- (例示)
- ・プール活動、水遊びによる事故
 - ・アレルギー疾患によるアナフィラキシー症状
 - ・熱傷（やけど）
 - ・屋外活動時の事故
 - ・遊具による事故

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

②報告の取扱い

【第1報による報告】

- 「重大事故」に該当する場合に提出。やむを得ず速やかに事故報告書（国様式）の提出ができない場合は、電話により報告を行うこと。
- なお、その場合も別途、事故報告書（国様式）を作成し提出すること。
- また、報告対象として判断に迷う場合は、県庁子育て王国課に相談すること。

【第2報による報告】

- 第1報での報告内容に状況の変化や事故発生の変因分析や検証結果を追記して提出。

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

(3) 報告期限

【第1報】・原則事故発生当日（遅くとも発生翌日）

【第2報】・原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。

・また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。

(4) 報告様式

国様式による

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

(5) 土・日・祝日の連絡体制

○土・日・祝日に事故が発生した場合は、以下の連絡先への電話報告に加えて、電子メールまたはファクシミリにより事故報告書（指定様式）を提出する。

【電話（土日祝日のみ）】080-5728-5933

【メールアドレス】 kosodate@pref.tottori.lg.jp

【ファクシミリ】 0857-26-7863

(6) 公表等

○報告された情報については、全体として内閣府において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮した上で公表される。

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

(7) 事故報告のルート

① 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び延長保育事業者

第1報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市を含む） → 県民福祉局 → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は市町村にあわせて、子育て王国課にも報告 ※東部5市町は直接子育て王国課へ報告
第2報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市含む） → 県民福祉局 → 子育て王国課 → 国 ※東部5市町は直接子育て王国課へ報告

② 幼稚園（特定教育・保育施設以外）

第1報	施設・事業者 → 子育て王国課 → 国
第2報	※子育て王国課は報告内容を当該施設所在市町村へ報告

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

(7) 事故報告のルート

③届出保育施設

<鳥取市以外>

第1報	施設・事業者 → 県民福祉局 → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は県民福祉局にあわせて、子育て王国課にも報告 ※東部4町は直接子育て王国課へ報告 ※子育て王国課は報告内容を当該施設所在市町村へ報告
第2報	施設・事業者 → 県民福祉局 → 子育て王国課 → 国 ※東部4町は直接子育て王国課へ報告

<鳥取市>

第1報	施設・事業者 → 鳥取市 → 国 ↳ 子育て王国課
第2報	※鳥取市（中核市）は、本来であれば子育て王国課への報告は不要であるが参考送付とする

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

(7) 事故報告のルート

④放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業

第1報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市を含む） → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は市町村にあわせて、子育て王国課にも報告
第2報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市を含む） → 子育て王国課 → 国

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

(7) 事故報告のルート

⑤ 子育て短期支援事業及び病児保育事業

<鳥取市以外>

第1報	事業者 → 市町村 → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は市町村にあわせて、子育て王国課にも報告
第2報	事業者 → 市町村 → 子育て王国課 → 国

<鳥取市>

第1報	事業者 → 鳥取市 → 国 ↳ 子育て王国課
第2報	※鳥取市（中核市）は、本来であれば子育て王国課への報告は不要であるが参考送付とする

1. 教育・保育施設等における事故発生時の事故報告について

(7) 事故報告のルート

⑥ 一時預かり事業

<鳥取市以外>

第1報	事業者 → 市町村 → 県民福祉局 → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は市町村にあわせて、子育て王国課にも報告 ※東部4町は直接子育て王国課へ報告
第2報	事業者 → 市町村 → 県民福祉局 → 子育て王国課 → 国 ※東部4町は直接子育て王国課へ報告

<鳥取市>

第1報	事業者 → 鳥取市 → 国 ↳ 子育て王国課
第2報	

教育・保育施設等における事故発生時の 施設・地方自治体の対応

- 施設、地方自治体（県・市町村）は、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】」に基づき、対応を行う。
- 事故発生時の対応に係る施設種毎の地方自治体の役割分担は、ガイドラインに基づき以下のとおりとするが、県と市町村は必要に応じて連携して対応する。

<施設種別毎の県・市町村の役割>

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、延長保育事業者、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業(鳥取市以外)、病児保育事業(鳥取市以外)、一時預かり事業(鳥取市以外)・・・【市町村】
- ・幼稚園（特定教育・保育施設以外）・・・【県】
- ・届出保育施設（鳥取市以外）・・・【県】
- ・鳥取市内の届出保育施設、子育て短期支援事業、病児保育事業及び一時預かり事業・・・【鳥取市】

教育・保育施設等における事故発生時の 施設・地方自治体の対応

事故発生後の段階	施設・事業者の対応	地方自治体（県・市町村）の対応
事故発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ○心肺蘇生、応急処置 ○119番通報 ○事故の状況を的確に把握する ○保護者への連絡 	-
関係者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体（県または市町村）、法人本部へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○役割分担に基づき対応 ○可能な限り早期に職員が施設・事業者を訪問 ○地方自治体（県または市町村）内の各部署、関係機関へ連絡
教育・保育の継続	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生現場の現状保存 ○事故に遭った子ども以外の教育・保育の継続 ※事故への対応と教育・保育を実施する職員は可能な限り分けて配置する 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・事業者が、ガイドラインに沿った対応を行っているか確認 ○事故後の教育・保育の継続に支障がないか確認 ○支障がある場合、他の施設・事業者での受入の要請等により、施設・事業者の運営を支援
事故状況の記録	<ul style="list-style-type: none"> ○事故現場にいた職員は、事故当日にできる限り早く記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○状況を時系列に記録する等適切に記録できるよう助言・指導

教育・保育施設等における事故発生時の 施設・地方自治体の対応

事故発生後の段階	施設・事業者の対応	地方自治体（県・市町村）の対応
保護者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○事故の発生状況についての的確に報告する ○必要に応じて、保護者説明会を開催する 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・事業者と保護者の間でトラブルが発生しないよう配慮する
報道機関への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関への対応窓口の一本化 	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関への対応窓口の一本化 ○報道機関への対応の留意点等について、施設・事業者への助言
国、地方自治体への事故報告	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体（県または市町村）への事故報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○国への事故報告
事実関係の整理	<ul style="list-style-type: none"> ○記録の内容をもととした地方自治体（県または市町村）からの聞き取りに対応する 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・事業者の職員の記録や現場確認の結果をとりまとめて事実関係を整理
明らかな危険要因への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに対応できるものについては具体的に対策をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての施設・事業者に対し、危険要因について周知する
事故後の検証	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡事故等の重大事故以外の事故（地方自治体で検証を行わない重大事故、重大事故以外の事故）の検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡事故等の重大事故について検証を実施

【参考】「教育・保育施設等従事者のための研修手帳」

○研修を受講した記録を残すことができる研修手帳等を作成し、全職員に配布予定。

※研修手帳構成：研修心得、研修受講シート、けがへの初期対応

※研修手帳には、今後も県や園が実施する研修を受講した際に受講の記録を残していく。

○全職員が研修を受講した施設に対し、認定書とステッカーを授与するするとともに、県ホームページにおいて公表予定。

教育・保育施設等における事故発生時の 施設・地方自治体の対応

(参考)根拠通知等

- 「学校事故対応に関する指針」の公表について（通知）
（H28.3.31付文部科学省初等中等教育局長通知）
- 「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について（通知）
（H28.12.21付文部科学省初等中等教育局長通知）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて
（H28.3.31付内閣府、文部科学省、厚生労働省通知）
- 特定教育・保育施設等における事故の報告等について
（H29.11.10付内閣府、文部科学省、厚生労働省通知）